

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 地域包括ケア推進課

不利益処分の内容	栃木市認知症カフェ登録の廃止	
根拠法令等及び条項	栃木市認知症カフェ登録事業実施要領第6条	
処分基準	根拠条項	未設定
	参考事項	栃木市認知症カフェ登録事業実施要領第6条
	設定等年月日	平成30年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>(登録の廃止)</p> <p>実施団体の代表者は、カフェの廃止等に伴い、登録を廃止する場合は、栃木市認知症カフェ登録廃止届(第4号様式)を、登録証を添えて、管轄する地域包括支援センターの認知症地域支援推進員を通じて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、第3条の申請を受けたカフェが次のいずれかに該当するときは、登録を取消することができる。</p> <p>(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。</p> <p>(2) その他栃木市認知症カフェとしての登録が適当でないと認めるとき。</p> <p>3 市長は、前項の規定により登録を取消したときは、栃木市認知症カフェ取消し通知書(第5号様式)により、当該カフェに通知するものとする。</p>	